

## 浜松市コンビニエンスストア等における証明書交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、コンビニエンスストア等において実施する証明書の交付について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号カード 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードで、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものをいう。
- (2) キオスク端末 地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。
- (3) コンビニエンスストア等 キオスク端末が設置された店舗等をいう。
- (4) 利用者 本市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により住民基本台帳に記録されている者で、個人番号カードの交付を受けている者をいう。

### (証明書の種類)

第3条 キオスク端末により交付する証明書は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用者の戸籍に記録されている事項の全部又は一部の証明書。ただし、磁気ディスクをもって調製された戸籍に限る。
- (2) 利用者又は利用者と同じ世帯に属する者に係る住民票の写し
- (3) 印鑑登録証明書
- (4) 市民税・県民税課税証明書
- (5) 市民税・県民税所得証明書

### (請求及び交付)

第4条 証明書の交付請求の方法は、請求者自らがコンビニエンスストア等に設置されたキオスク端末において個人番号カードを使用し、かつ、当該個人番号カードの利用者証明用電子証明書に係る暗証番号その他必要な事項を入力するものとする。

- 2 前項の交付請求ができる者は、利用者本人に限る。
- 3 前条第2号及び第3号の証明書についての交付できない場合は、別に定める。
- 4 前条第4号及び第5号については、利用者の交付請求した日の属する年度分に係るもの（当該年度分の市民税・県民税の税額及び所得額が確定するまでの間にあたっては、前年度分に係るもの）およびその前4年度分に係るものとする。

### (利用時間等)

第5条 利用時間は、午前6時30分から午後11時までとする。ただし、第3条第1号の証明書にあっては午前7時から午後9時までとする。

2 証明書交付の休止日は次に掲げるとおりとする。

(1) 12月29日から翌年の1月3日まで

(2) システム保守点検日

3 前2項の規定にかかわらず市長が必要と認めるときは、休止日及び利用時間を変更することができる。

(交付履歴の保存)

第6条 証明書交付履歴の保存年限は、各証明書の交付請求書保存年限に準ずる。

(手数料)

第7条 交付された証明書については、過誤による記載があるときを除き交換又は手数料の返還は行わない。

2 キオスク端末において交付する証明書については、法令等により手数料を徴収しないことが記載されている場合も無料の取扱いは行わない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月19日から施行する。ただし、第3条第4号及び第5号の規定は平成28年10月11日から施行する。

浜松市コンビニエンスストア等における証明書交付要綱第4条第3項に規定する証明書の交付ができない場合

平成28年7月19日 制定

条件	住民票の写し			印鑑登録証明書
	利用者	対象データを含む	対象データを含まない	
住民基本台帳事務における支援措置対象者	本人	×		×
	世帯構成員	×		
外国人で在留期限を経過している場合	本人	×	×	×
	世帯構成員	×	×	
外国人で一時庇護許可者または仮滞在許可者の場合	本人	×	×	×
	世帯構成員	×	×	
外国人で経過滞在者の場合	本人	×	×	×
	世帯構成員	×	×	
転出予定者の場合	本人	×	×	×
	世帯構成員	×	×	
世帯員数が51人以上の場合	本人	×	×	
	世帯構成員	×	×	
世帯主の届出がされていない場合	本人	×	×	
	世帯構成員	×	×	
住記の発行制御区分（証明書）が設定されている場合	本人	×		
	世帯構成員	×		
印鑑の発行制御区分が発行停止に設定されている場合	本人			×
	世帯構成員			
証明書に記載する内容がシステム上の文字数の制限を超えている場合（1）	本人	×		×
	世帯構成員	×		
証明書に記載する内容（住所や氏名）に未登録外字が含まれている場合	本人	×		×
	世帯構成員	×		

1 制限される文字数

住民票の写し

住所 全角66文字以上

本籍 全角61文字以上

前住所 全角53文字以上

氏名 全角151文字以上

（外国人の場合：漢字氏名＋空白2文字分＋アルファベット氏名）

世帯主 全角81文字以上

筆頭者 全角61文字以上

印鑑登録証明書

住所 全角105文字以上

氏名 全角 1 0 5 文字以上

通称 全角 7 0 文字以上